

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
養護老人ホーム梅寿荘 重要事項説明書 利用契約書
(奈良県指定事業所番号 奈良県2970900771)

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護「養護老人ホーム梅寿荘」
について、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. サービス利用限度額・支弁割合	4
6. サービスの内容	5
7. 利用中の医療の提供について	7
8. 施設を退所いただく場合	8
9. 苦情の受付について	10

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | 奈良県生駒市元町2丁目14番8号 |
| (3) 電話番号 | 0743-74-1172 |
| (4) 代表者名 | 理事長 辻村 泰範 |
| (5) 設立年月日 | 昭和21年10月10日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 「養護老人ホーム梅寿荘」

(2) 施設の目的

社会福祉法人宝山寺福祉事業団が設営する特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護「養護老人ホーム梅寿荘」（以下「施設」という。）は施設が利用者に対して行う特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設サービス」という。）適正な人員及び運営管理に関する事項を定め居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに利用者が自立した日常生活を営み社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を目的とする。

- (3) 施設の名称 養護老人ホーム梅寿荘
- (4) 施設の所在地 奈良県生駒市門前町8番7号
- (5) 電話番号 0743-74-1175
- (6) 施設長氏名 森本 公子
- (7) 梅寿荘の運営方針

法人理念である「志存興法 念在利生」介護理念の「あなたらしさを いつまでも」に基づいて、ご利用者について解決すべき課題を把握し、ご利用者の意向を踏まえた上で特定施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画を作成し同意を得ます。

また、必要に応じて特定施設サービス計画を変更します。

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) 梅寿荘は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (9) 梅寿荘は指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(10) 開設年月日 平成15年4月1日

(11) 利用定員 20名

3. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
完全個室	20室	ベッド・洗面カウンター・ナースコール 1室 (10.65㎡以上)
浴室	1室	トイレ・洗面カウンター・入浴リフト
食堂・ダイルーム	1室	冷蔵庫・レンジ・食器洗浄機
機能訓練室	1室	
医務室	1室	
研修室	1室	大型スクリーン
家族室	1室	和室・ダイニング・浴室・トイレ
地域交流ホール	1室	喫茶コーナー設置

4. 職員の配置状況

職種	指定基準	常勤換算
1. 施設長 (管理者)	1名	1名
2. 医師	1名	0.2名 (嘱託医)
3. 生活相談員	1名	1名
4. 主任支援員	1名	1名
5. 支援員・介護職員	1名	5名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 機能訓練指導員	1名	1名
8. 看護師	1名	1名
9. 栄養士	1名	1名
10. 事務員	1名	1名

※指定基準：利用定員20名（満床時）に対しての必要配置人数

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数（小数点以下切り捨て）

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤 務 体 制	
1. 医 師 (内科)	週 2 回	(月曜日・金曜日)
2. 生活相談員	日中	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名
3. 主任支援員	日中	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名
4. 支援員 介護職員	標準的な時間帯における配置人員	
	早出:	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 1 名
	日中:	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 1 名
	日中:	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名
	遅出:	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 1 名
	夜間:	1 7 : 1 5 ~ 翌 9 : 1 5 1 名
5. 看護師		8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 1 名
6. 栄養士		9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名
7. 事務員		9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名

5. サービス利用限度額 (1ヶ月あたり)

区 分	利用限度額 (単位)	内容の説明
	要支援Ⅰ 5,032	一月あたりの利用限度額です。
	要支援Ⅱ 10,531	
	要介護Ⅰ 16,355	
	要介護Ⅱ 18,362	
	要介護Ⅲ 20,490	
	要介護Ⅳ 22,435	
	要介護Ⅴ 24,533	
<p>※介護報酬は1単位に対し10.27%を乗じた額となります。そのうち、利用者負担金は介護報酬額の1割ですが、年金等の所得により負担額は異なります。</p>		

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1 階層	100%	2 7 階層	76%	3 3 階層	62%
2 ~ 2 2 階層	99%	2 8 階層	71%	3 4 階層	57%
2 3 階層	95%	2 9 階層	66%	3 5 階層	54%
2 4 階層	91%	3 0 階層	65%	3 6 階層	51%
2 5 階層	86%	3 1 階層	64%	3 7 階層	48%
2 6 階層	81%	3 2 階層	63%	3 8 階層	45%

(2) 加算料金等

単位数×10.27円

加算名	利用料・単位数	自己負担額（負担1割）
サービス提供体制加算	225円（22単位）	22円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	加算率	
	14%	

6. サービスの内容

(1) 基本サービス

①食 事

- ・管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

(食事時間)	朝 食	8:00～9:00
	昼 食	12:00～13:00
	夕 食	18:00～19:00

②入 浴

- ・入浴・清拭は月2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴、シャワー浴で入浴することができます。
- ・介護保険サービス等自己負担を伴う入浴介助を受けた場合はその費用はご利用者の自己負担となります。

③排 泄

- ・排泄を促すため、ご利用者の身体能力を最大活用した援助を行います。

④機 能 訓 練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤健 康 管 理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他のサービス

①理美容等

- ・毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出てください。(実費)
- ・ご利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用(実費)

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限をお願いいたします。

③レクリエーション

- ・年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ①ご利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従事者にご一報ください。
- ②ご利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従事者に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従事者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤来訪者はご利用者に面会する場合は事務所に届出をしてください。

面会時間 午前 9:00～17:00

(4) 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力機関への連絡等必要な措置を講じます。

(5) 事故発生の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(6) 事故の防止

自己の発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をしております。また、事故防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施しております。

事故の防止担当者：森本公子

(7) 高齢者虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための指針

の整備、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置を行っています。

高齢者虐待の担当者：森本公子

(8) 守秘義務に関する対策

事業所及び従事者は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従事者との雇用契約の内容としてしています。

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し従事者教育を行います。

(9) 身体拘束及び行動制限

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

身体拘束の担当者：森本公子

(10) 非常災害対策

施設は非常災害その他緊急に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年2回ご利用者及び従事者等の訓練を行います。

(11) 業務継続計画（BCP）策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時に於いて、ご利用者に対する特定施設サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとし職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

業務継続計画の担当者：森本公子

(12) ハラスメントの防止

施設は職場におけるハラスメント防止に於いて職員が遵守すべき規定を策定し職員への研修を行い、これを防止する。

ハラスメント防止の担当者：森本公子

7. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合はご利用者の希望により下記協力機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察入院治療を義務付けるものではありません。）

(1) 嘱託医

- 配置医師：阿部 泰士（内科）
阿部クリニック
奈良市学園前南1-2-20

(2) 協力医療機関

- 奈良西部病院：奈良市三碓町2143-1
- 生駒市立病院：生駒市東生駒1丁目6番地2
- 白庭病院：生駒市白庭台6丁目10番1号
- 阪奈中央病院：生駒市俵口町741（歯科のみ）
- 平群歯科：生駒郡平群町下垣内84-7

8. 施設を退所いただく場合

当施設（市町村）との措置契約入所期間は、特に定めていませんが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設（市町村）との措置契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ①やむを得ない理由により施設が閉鎖した場合。
- ②施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ご利用者からの退所の申し出があった場合
- ④梅寿荘から退所の申し出を行った場合
- ⑤措置市町村から退所の申し出があった場合

(1) ご利用者からの退所の申し出

措置入所契約の期間であっても、ご利用者から退所を申し出ることができます。その場合には市町村・引受人及び当施設で協議した上で決定します。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②梅寿荘の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④梅寿荘もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- ⑤梅寿荘もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥梅寿荘もしくはサービス従事者が事故又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において梅寿荘が適切な対応をとらない場合

(2) 梅寿荘からの申し出により退所していただく場合。

以下の事項に該当する場合には梅寿荘から退所いただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②施設での対応が困難な医療行為が必要になった場合
- ③ご利用者が故意又は重大な過失により梅寿荘又はサービス従事者もしくは、他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合や近隣の住民に迷惑をかけてしまう場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

(3) ご利用者が入院された場合の対応について

当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以上の退院が見込まれない場合には、措置入所を解除する場合があります。この場合には、あらかじめ市と協議し、解除するか延長するかを決定します。

(4) 入院時の支援等

①入退院もしくは入院期間中のご利用者に対する必要な手続き・物品などの準備、買物・情報提供・その他必要な事項についてできる限り支援いたします。

(医療機関から付き添い依頼があった場合は、ご家族などをお願いします。付き添いが困難な場合は、家政婦紹介などをご利用ください)

(5) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、梅寿荘はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(4) 残置物引き取り人

措置契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引き取り人」を定めていただきます。

当施設は「残置物引き取り人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

※「残置物引き取り人」につきましては、引受人とさせていただきます。

また、引き渡しにかかる費用につきましては、利用者または引受人にご負担いただきます。

9. 苦情の受付について

(1) 梅寿荘における苦情の受付

梅寿荘における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔主任生活相談員〕 黒川 美穂

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 9：00～18：00

電話番号：0743-74-1175

○苦情解決委員会

苦情解決委員会責任者	施設長	森本 公子
苦情受付委員会担当者	主任生活相談員	黒川 美穂
	主任ケアマネージャー	堀本 卓史
	看護主任	南部 逸子
	主任支援員	杉田 和則

○宝山寺福祉事業団第三者委員会

浅井伊知人 いこま福祉会 理事長

小河千恵里 生駒市社会福祉協議会
生駒市デイサービスセンター幸楽所長

谷川 義明 法人監事
前下市町副町長

谷口 誠	法人評議員 元メディカルセンター事務局長
新田 一郎	法人評議員 宗教法人宝山寺事務長
宮西 泰介	生駒市社会福祉協議会

○市町村の窓口

生駒市役所 介護保険課
〒630-0258 奈良県生駒市東新町8番38号
電話：0743-74-1111

○公共団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会施設苦情係
〒630-0258 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階
電話：0744-29-8322 FAX：0744-29-8322

○第三者評価の有無 (有 ・ 無)

以上の通りご説明いたします。この説明書は大切に保管しておいてください。
この説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに
遵守し、双方が誠意をもって協議を定めます。ご不明な点がございましたら施設まで
お問合せください。

**サービス提供記録は5年間保存いたします。利用者、家族の求めに応じていつでも
閲覧していただけます。**

附則

この規定は平成15年4月1日から施行する。
この規定は平成15年6月1日から施行する。
この規定は平成17年10月1日から施行する。
この規定は令和元年9月1日から施行する。
この規定は令和3年4月1日から施行する。
この規定は令和6年4月1日から施行する。
この規定は令和6年6月1日から施行する。
この規定は令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護・予防特定施設入居者生活介護のサービスの開始に際し利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

奈良県生駒市門前町 8 番 7 号

特定施設入居者生活介護

予防特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム梅寿荘

説明者氏名 役職名 _____ 署名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護・予防特定施設入居者生活介護のサービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

氏 名 _____

代理人
(身元引受人) 住所 _____

氏 名 _____